

第4編

災害時の対応

第 1 章 救助・救急、医療等活動

本編第 4 編第 1 章「救助・救急、医療等活動」を準用する。

第 2 章 要配慮者の支援

本編第 4 編第 2 章「要配慮者の支援」を準用する。

第 3 章 保健衛生・動物愛護管理

本編第 4 編第 3 章「保健衛生・動物愛護管理」を準用する。

第 4 章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

本編第 4 編第 4 章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給」を準用する。

第 5 章 緊急輸送活動

本編第 4 編第 5 章「緊急輸送活動」を準用する。

第 6 章 防災関係機関相互の連携

本編第 4 編第 6 章「防災関係機関相互の連携」を準用する。

第 7 章 自衛隊の災害派遣要請

本編第 4 編第 7 章「自衛隊の災害派遣要請」を準用する。

第 8 章 消防防災ヘリコプターの応援要請

本編第 4 編第 8 章「消防防災ヘリコプターの応援要請」を準用する。

第 9 章 山口県広域消防応援・受援基本計画

本編第 4 編第 9 章「山口県広域消防応援・受援基本計画」を準用する。

第 10 章 ボランティア活動の支援

本編第 4 編第 10 章「ボランティア活動の支援」を準用する。

第 11 章 災害救助法の適用

本編第 4 編第 11 章「災害救助法の適用」を準用する。

第 1 2 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。

第 1 節 総則

第 1 項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※推進地域

平成26年3月28日に、周南市の他、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。(1都2府27県723市町村(令和7年7月1日現在))

※推進地域の指定基準

- ①震度6弱以上の地域
- ②津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第 2 項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務については、周南市地域防災計画震災対策編(以下「震災対策編」という。)第1編第1章第4節に定めるとおりである。

第 2 節 災害対策本部等の設置等

第 1 項 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに周南市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

震災対策編第3編第1章第1節を準用する。

第 2 項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、周南市災害対策本部設置条例に定めるところによる。

震災対策編第3編第1章第1節を準用する。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。
震災対策編第3編第1章第1節を準用する。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要(図1)

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震(東海地震)が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。

昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名 (モデル名)	長期評価で予想した地震 規模(マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ (すべり量依 存BPTモデル)	8～9クラス	ほぼ0～40%	60～90%程度 以上	90%程度 もしくはそれ以上
南海トラフ (BPTモデル (ケースⅢ))	8～9クラス	0.2～10%	20～50%	60～90%

※2026年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

山口県内の被害は、死者が最大で502人と想定され、このうち474人(94%)が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で9,738棟と想定され、このうち津波によるものが5,844棟と最も多く、次に多いのが3,124棟の液状化によるものである。

ライフラインや交通施設の被害は主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約24.6万人(1日後)、経済被害額は約1.9兆円と想定される。

以下の表に示す被害想定は、山口県の合計を主に明記している。

1 震度分布（図2）

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、山口県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

柳井市で震度6強が、岩国市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度6弱が、周南市やその他の市町では震度5強ないし5弱などの揺れが想定されている。

2 津波の高さ及び浸水面積（図3～図5）

山口県では、瀬戸内海沿岸で、3.7～1.5mの最高津波水位と、浸水面積(1cm以上、以下同じ。)9,768haが想定されている。

周南市における最大津波水位は最大で3.5m（図4）、代表地点における最高津波水位は徳山下松港（徳山地区、以下同じ。）3.4m、福川漁港で3.5mと想定されている。また周南市における浸水面積は621haとなっている。

3 津波が到達するまでの時間（表1）

山口県では、最高津波水位が県内沿岸に最も早く到達する時間は117分となっている。また、地震発生後に±30cm(海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化)の変動が生じるまでの時間で最短となるのは47分となっている。

周南市では、最高津波水位到達時間は徳山下松港で143分、福川漁港で139分となっており、また、±30cm変動時間は、徳山下松港で120分、福川漁港123分となっている。

4 人的被害（被害が最大となるもの）

区 分	建物倒壊	津波※1	土砂災害	火 災	ブロック 塀倒壊等	合 計	備 考
死者数	26人	474人	2人	0人	0人	502人 ※2(75人)	冬・深夜
負傷者数	1,362人	4人	3人	11人	67人	1,446人 ※2（15人）	盆・夜

※1 早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、
「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

※2 合計欄のカッコ内数字は周南市の被害で内数

5 災害関連死

災害関連死者数	
最小	最大
641人※（59人）	1282人※（119人）

※（内は周南市）

6 建物被害（被害が最大となるもの、表1）

区 分	揺 れ	津 波	液状化	土砂災害	火 災	合 計	備 考
全壊・焼失 棟数	493棟	5,844棟	3,124棟	29棟	248棟	9,738棟 ※（501棟）	冬・夕方
半壊棟数	5,233棟	32,768棟	11,073棟	64棟	－	49,137棟 ※(2,926棟)	

※合計欄のカッコ内数字は周南市の被害で内数

7 ライフライン施設被害

区 分		直 後	1 日 後	1週間後	1ヶ月後
上水道	断水人口	85,592 人 (6.4%)	48,519 人 (3.6%)	9,446 人 (0.7%)	0人(－)
下水道	支障人口	4,244 人 (0.5%)	4,212 人 (0.5%)	4,166 人 (0.5%)	0 (－)
電 力	停電軒数	13,443軒(1.4%)	6,925 軒 (0.7%)	0 (－)	0 (－)
固定電話	不通回線数	7,546回線(1.8%)	4,995回線(1.2%)	4,995回線(1.2%)	0 (－)
ガ ス	供給停止戸数	4,672戸(3.0%)	4,672戸(3.0%)	4,672戸(3.0%)	0 (－)

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

8 交通施設被害

道 路		316箇所
鉄 道	新幹線	3箇所
	在来線	172箇所

9 生活支障等

区 分		1 日 後	1週間後	1ヶ月後
避難者	避難所避難	160,290人	97,723人	39,867人
	避難所外避難	85,433人	34,387人	92,603人
	合 計	245,720人 ※(22,633人)	132,110人	132,290人

※ カッコ内数字は周南市の避難者数で内数

災害廃棄物	災害廃棄物（がれき等）	津波堆物（土砂・泥状物等）
発 生 量	192.1万トン	234.3万トン

10 経済被害(直接被害)

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

民間部門	公共部門	合 計
約1.3兆円	約0.6兆円	約1.9兆円

11 防災・減災対策による被害軽減効果

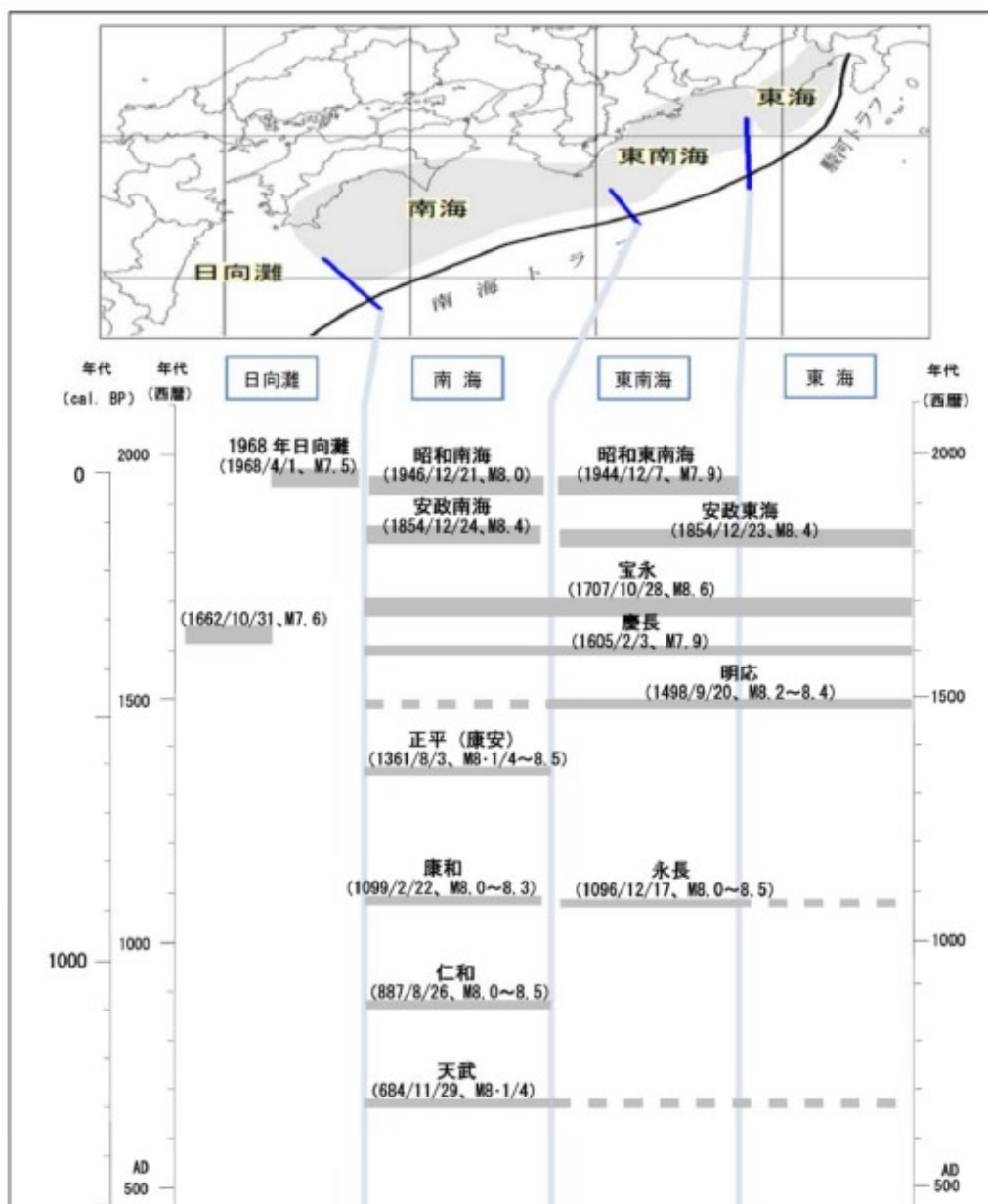
(1) 早期避難による死者数の軽減（津波）

早期避難率を100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると死者474人が134人に減少【約72%減】

(2) 建物の耐震化等による死者数の軽減（建物倒壊）

建物の耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を100%まで向上させると死者26人が0人に減少【100%減】

図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震



参考文献

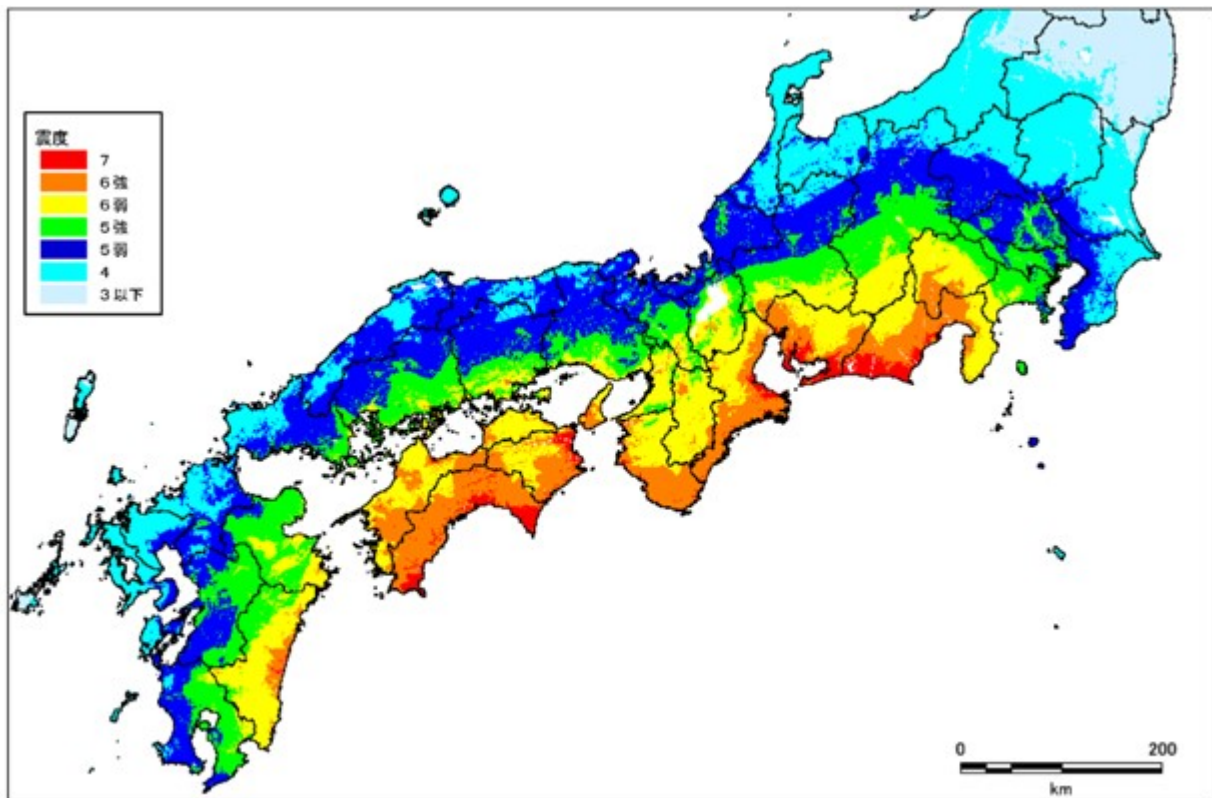
- 1) 679 年～1884 年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
- 2) 1885 年～1980 年：宇津（1982）、日本付近のM6.0 以上の地震及び被害地震の表：1885 年～1980 年
- 3) 1951 年～1995 年 5 月：気象庁、地震月報

注）重複する地震の緒元は、上記の順位で採用した。

※1605 慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

図2 陸側ケースの震度分布



強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布

「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（地震モデル報告書）」（令和7年3月31日）

図3 最高津波水位分布南海トラフ巨大地震（東部）



図4 最大値における市町ごとの最高津波水位（山口県瀬戸内海沿岸東部）

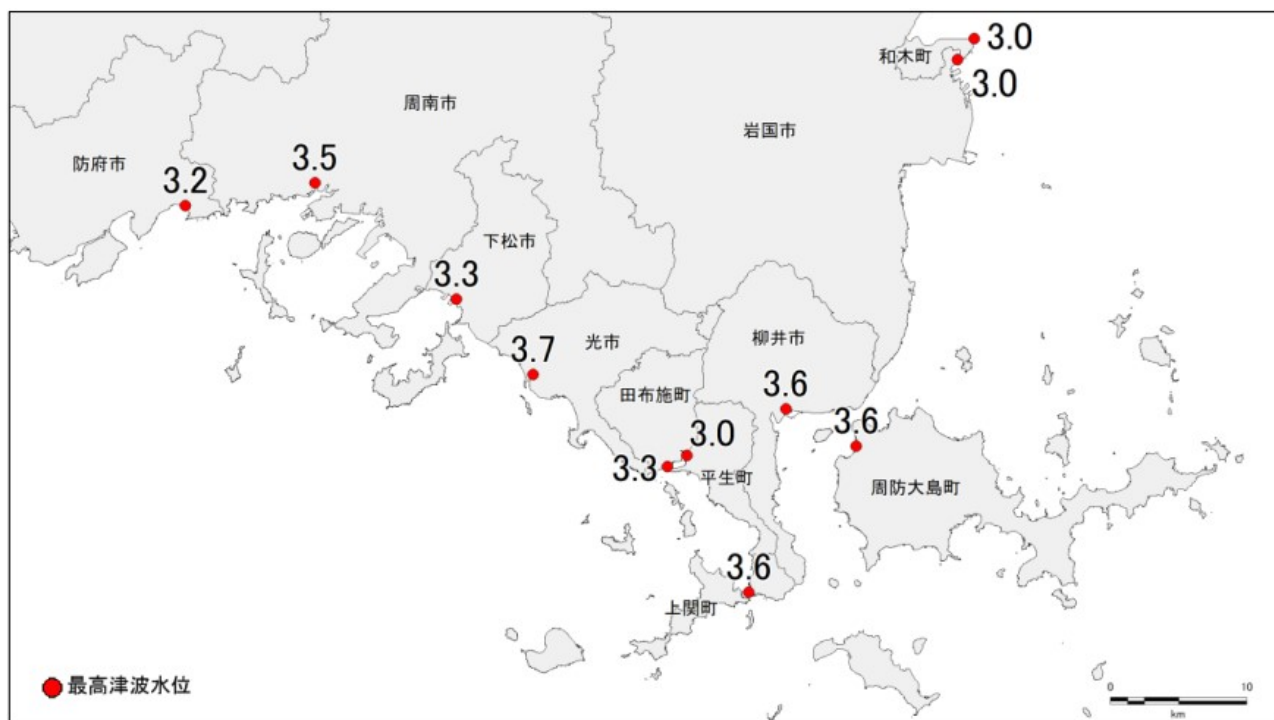


図5 津波浸水想定（山口県瀬戸内海沿岸東部）

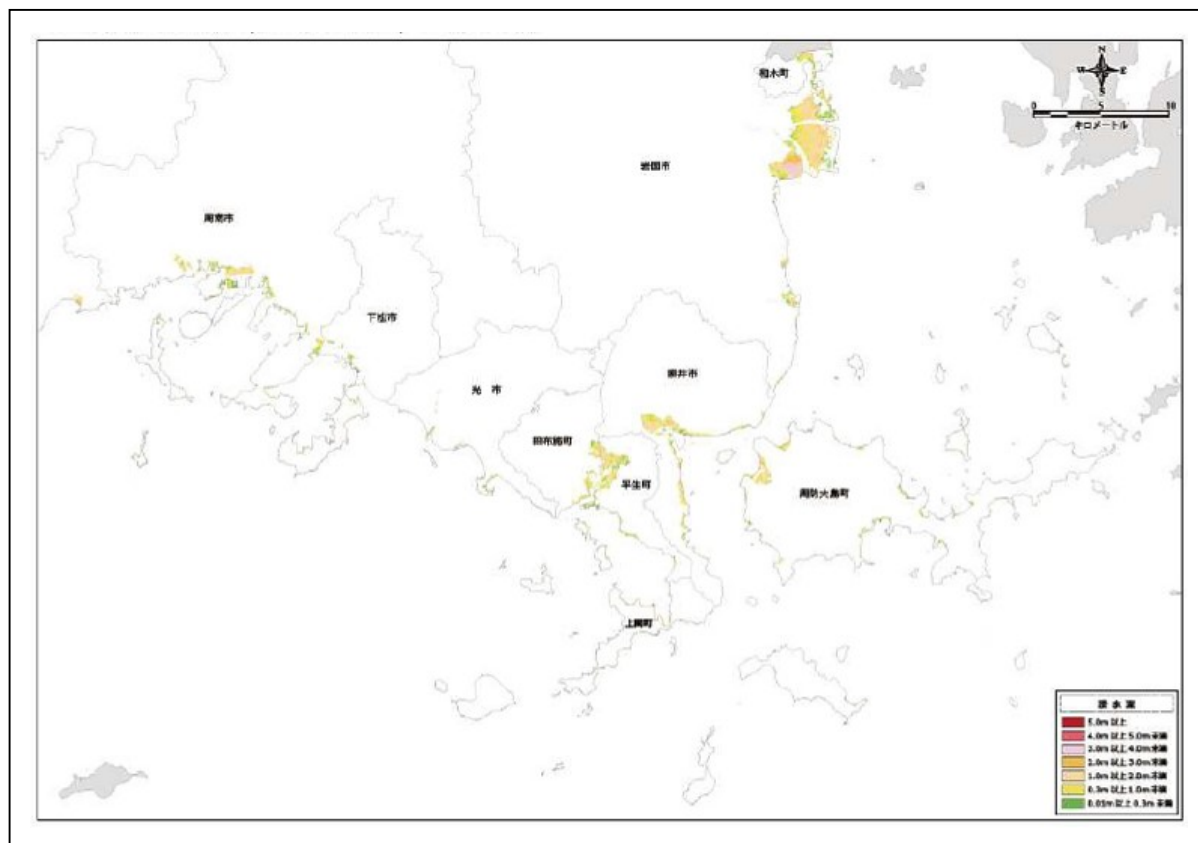


表1 代表地点の最高津波水位等

市町	代表地点名	南海トラフ巨大地震				
		最高津波水位 (m)	うち 津波波高 (m)	最高津波 水位到達 時間 (分)	海面変動 +30cm 時間 (分)	海面変動 +1m 時間 (分)
下関市	下関漁港	1.5	0.4	642	425	-
	下関港（岬之町）	2.4	1.3	254	220	240
	下関港（長府）	3.5	1.7	249	210	225
宇部市	宇部港	2.8	1.0	387	204	-
	丸尾港	2.9	1.3	314	135	155
山口市	相原漁港	2.6	1.0	335	157	-
	秋穂漁港(秋穂地区)	3.0	1.4	310	135	302
	秋穂漁港(大海地区)	3.0	1.4	312	132	136
防府市	西浦漁港	2.7	1.1	310	128	305
	三田尻中関港(中関地区)	2.5	1.0	308	122	140
	三田尻中関港(三田尻地区)	2.8	1.2	126	119	123
	富海漁港	3.2	1.6	133	119	130
下松市	徳山下松港(下松市地区)	3.3	1.7	131	117	122
岩国市	由宇港	2.7	0.9	419	165	-
	岩国港	3.0	1.2	223	160	210
光市	徳山下松港(光地区)	3.7	2.2	123	103	106
	光漁港	3.6	2.0	117	98	113
柳井市	柳井港	3.6	2.1	176	54	106
周南市	福川漁港	3.5	1.9	139	123	127
	徳山下松港(徳山地区)	3.4	1.8	143	120	132
山陽 小野田市	埴生漁港	3.6	1.8	250	212	222
	小野田港	3.3	1.5	248	208	226
周防 大島町	久賀港	2.8	1.2	181	160	178
	白木港	2.8	1.3	197	130	191
	伊保田港	2.6	1.0	197	135	-
	安下庄港	3.1	1.6	170	47	125
	小松港	3.6	2.0	174	56	108
和木町	小瀬川河口	3.0	1.2	220	161	207
上関町	室津港	3.6	2.0	128	103	113
田布施町	尾津漁港	3.3	1.8	123	103	115
平生町	平生港	3.0	1.4	127	107	119

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

震災対策編第3編第2章を準用する。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等についても留意する。

4 救助・救急・消火・医療活動

震災対策編第3編第5章第2節及び周南市地域防災計画本編（以下「本編」という。）第4編第1章を準用する。

5 物資調達

本編第4編第4章を準用する。

6 輸送活動

本編第4編第5章を準用する。

7 保健衛生・防疫活動

本編第4編第3章を準用する。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 市は、必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況及び人員の配備状況を把握し、必要により当該物資等の供給及び人員の派遣等について県に要請する。

県は、必要に応じ、県が保有する物資等の放出及び市町間のあっせん並びに市町等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

2 防災関係機関は、地震が発生した場合において、周南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

本編第1編第1章第5節を準用する。

第3項 応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、周南市地域防災計画 資料編第2章に明記してあるとおりである。
- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請する。
- 3 市は必要があるときは、県知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要求する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項なお、災害派遣を要請する予定の事項は、本編第4編第7章に定めるとおりである。
- 4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国管区警察局と連絡体制を確保し・活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努める。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
- (5) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (6) 同報無線の整備等の方針及び計画
- (7) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は震災対策編第3編第2章のとおりとするほか市は次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと。

6 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すこと。

7 必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行うこと。この際、伝達実施者の安全に配慮する。

第3項 避難対策等

1 市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。

2 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準・避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。

3 市は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、県の庁舎等や民間施設を含む緊急避難場所・津波避難ビル等の適切な指定を行う。

4 市は、避難対策について、県と必要な連絡調整を行うとともに、次の点について協力を得る。

なお、この場合、高齢者、こども、病人、障害者等要配慮者に対する支援や出張者、旅行者及び外国人等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。

(1) 県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

(2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

5 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

6 市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じることとし、震災対策編第3編第4章を準用する。

7 住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項

(1) 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。

(2) 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。

(3) 推進計画への記載とは別に、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

(4) 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

(5) 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、推進計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意する。

(6) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。

その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第4項 避難場所及び避難所の運営・安全確保

避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって、次の事項にも留意する。

1 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

2 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。

3 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

4 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

5 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。

6 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。

7 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。

第5項 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、周知を行う。

第6項 消防機関等の活動

1 市

消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

※担当【全】消防本部

2 水防管理団体

地震発生時には、次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

※担当【全】水産振興課、河川港湾課

第7項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、本編第5編第1章第3節に定める措置を講じる。

※担当【全】上下水道局

2 下水道

下水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、本編第5編第1章第4節に定める措置を講じる。

※担当【全】上下水道局

3 電気

- (1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。
- (2) 指定公共機関中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンターが行う措置
本編第5編第1章第1節第1項及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 ガス

指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

本編第5編第1章第2節第1項及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 通信

- (1) 指定公共機関N T T 西日本株式会社、株式会社N T T ドコモ中国支社が行う措置
本編第5編第1章第5節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

6 放送

- (1) 指定公共機関NHK山口放送局が行う措置
本編第3編第3章第2節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
- (2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

本編第3編第3章第2節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

- (3) 株式会社シティケーブル周南、Kビジョン株式会社、エフエム周南株式会社が行う措置
本編第3編第3章第2節に定める措置を講じる。

第8項 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

※担当【全】道路課

2 海上

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施する。

3 鉄道

走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止等の運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

本編第4編第5章を準用する。

第9項 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、市民センター、会館、社会教育施設(美術博物館、図書館等含む。)、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校、競艇場等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

① 津波警報等の入場者等への伝達

ア 海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

イ 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を検討する。

ウ 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

② 入場者等の避難のための措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所

重症患者、新生児等、自力での移動が不可能又は困難なものの安全確保のための必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

ア 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(例えば特別支援学校等)、これらの者に対する保護の措置

③ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、自力での移動が不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

※担当【全】防災危機管理課、人事課、地域づくり推進課、文化振興課、地域クラブ推進室、スポーツ振興課、こども保育課、あんしん子育て推進課、地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、健康づくり推進課、地域医療課、商工振興課、ポートレース事業局、教育政策課、生涯学習課、学校教育課、学校給食課、中央図書館、消防本部、沿岸部にある各施設管理者

【本】榎浜支所、鼓南支所、夜市支所、戸田支所、大津島支所及び各市民センター

【新】地域政策課、市民福祉課

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は現地対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、「1(1)各施設に共通する事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。なお、県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1 の

①又は1 の(2)に掲げる措置をとる。

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時の緊急点検及び巡視は第4節第1項の2のとおりとする。

4 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、市は以下のような対策を推進する。

1 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リストを整備する。

2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。

- 3 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。
- 4 防災設備の点検・整備を行う。
- 5 消防、県、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携強化に努める。
- 6 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 7 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

※担当【全】文化振興課

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編 第3編 第1章第1節、第2章第1節】を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第1章第1節、第2章第1節】を準用する。

2 情報伝達に当たって留意すべき事項

- (1) 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【本編 第3編 第3章 第1節】を準用する。

4 周知に当たって留意すべき事項

- (1) 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (2) 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- (3) 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、市のウェブサイトやソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）等様々な周知手段を活用するよう努める。

5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。

6 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

7 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

8 消防機関等の活動

- (1) 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。
- (2) 県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。
- (3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

9 県警察の活動

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

10 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【本編 第5編 第1章 第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 下水道

下水道管理者は、【本編 第5編 第1章 第4節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) 電気

- ① 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- ② 指定公共機関中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンターが行う措置

必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【本編 第5編 第1章 第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) ガス

① ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

② 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【本編 第5編 第1章 第2節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 通信

指定公共機関N T T西日本株式会社山口支店は、【本編 第5編 第1章 第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(6) 放送

各放送局が行う措置【本編 第3編 第3章 第2節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

1 1 金融

指定公共機関日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

1 2 交通

(1) 道路

① 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。

② 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上および航空

① 徳山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

② 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

③ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

1 3 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

① 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- エ 幼稚園、小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法
- オ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

1 4 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～4節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第4節】を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

震災対策編第2編第6章に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

2 土砂災害防止施設

3 津波防護施設

震災対策編第2編第8章第3節に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

4 避難場所

本編第3編第5章第3節及び震災対策編第2編第5章第1項に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

避難場所の整備に当たっては、次の事項を留意する。

- (1) レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- (2) 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

5 避難経路

震災対策編第2編第5章第2項に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

6 消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。

※担当【全】消防本部

7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市及び県は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。

8 通信施設の整備

市、県、その他防災関係機関は第3編第2章に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練に関する事項

1 市は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

2 市は防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、本編第2編第3章に明記してある事項を、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

- (1) 要因参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

※担当【全】防災危機管理課

3 防災訓練の実施に当たっては、次の事項を留意する。

- (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。
- (3) 防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (4) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (5) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、県等との連携を図ることに努める。
- (6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

※担当【全】防災危機管理課

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、県及び関係機関と協力し、地域住民等に対する防災教育を実施するものとする。

実施にあたっては、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など職域や地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (12) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等

【震災対策編 第2編 第8章を準用する】

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

3 教育・広報の実施に当たって留意すべき事項

- (1) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
- (2) 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

- (3) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (4) 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (5) 教育及び広報の実施に当たって、国、県のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- (6) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (7) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- (8) 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。

※担当【全】防災危機管理課

第 1 3 章 周南市津波避難計画

第 1 節 総則

第 1 項 計画の目的

本計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間、津波から住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

第 2 項 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

第 3 項 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) 津波浸水想定区域
最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいう。
- (2) 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき本市が指定する。
- (3) 避難困難地域
避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
- (4) 避難路
避難するための経路で、本市が指定するものをいう。
- (5) 避難経路
避難するための経路で、住民が設定するものをいう。
- (6) 緊急避難場所
津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などで、本市が指定する。原則として避難対象地域の外に定める。
- (7) 避難目標地点
津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、必ずしも緊急避難場所とは一致しない。
- (8) 津波避難ビル
避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を本市が指定する。
- (9) 避難行動要支援者
高齢者や障害者など災害時に配慮を必要とする者（要配慮者）のうち、災害時に自ら避難することが困難で支援を必要とする者をいう。

第2節 避難計画

第1項 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定

1 津波浸水想定区域

令和8年3月に県が公表した津波浸水想定の結果では、本市における最大浸水面積（1cm以上）は621haと想定されている。

津波浸水想定の対象地点における最高津波水位及び津波波高は下表のとおりである。

周防灘断層群主部の地震による津波高は、1m未満と、陸域での避難の必要のないレベルのため、本計画の主な対象は、南海トラフ地震による津波とする。

代表地点名	南海トラフ巨大地震		周防灘断層群主部の地震	
	最高津波水位(T.P)	うち津波波高	最高津波水位(T.P)	うち津波波高
福川漁港	3.5m	1.9m	2.3m	0.8m
徳山下松港 (徳山地区)	3.4m	1.8m	2.2m	0.6m

2 津波到達予想時間

南海トラフ地震による津波到達予想時間は下表のとおりである。

代表地点名	最高津波水位 到達時間	海面変動影響開始時間	
		±30cm(分)	+1m(分)
福川漁港	139分	123分	127分
徳山下松港 (徳山地区)	143分	120分	132分

第2項 津波避難計画

1 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域内とする。

当地域は、特に警戒避難体制を整備する区域として、平成27年3月24日に県が津波災害警戒区域に指定している。(避難指示等の避難対象地域の位置等については、周南市津波ハザードマップ参照)

2 緊急避難場所

本市では、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害種別ごとに、避難者1人当たり十分なスペースが確保できる緊急避難場所を指定している。

本計画における緊急避難場所は、津波災害時に使用できる緊急避難場所とする。

設 定	市が実施
安全性	・原則として避難対象地域から外れていること ・オープンスペース又は耐震性が確保されている建物を指定する ・当該場所及びその周辺に地震により危険性が生じるものがないこと ・周辺に土砂災害、危険物貯蔵所等の危険がないこと ・想定を超える津波が発生した場合、更なる避難が可能な場所が望ましい ・原則として緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること
機能性	・十分なスペース(避難者1人当たり2㎡以上)が確保されていること ・津波避難場所である表示があり、そこへ通じる経路が明確であること ・照明、情報機器、非常電源及び暖房器具等を備えていることが望ましい

3 避難路・避難経路

安全を確保できる地点まで短時間で、安全に到達できる避難路・避難経路を選定する。

(1) 避難路

市は、安全性・機能性の確保を最優先に、以下の点に留意し避難路を指定する。

設 定	市が実施
安全性	・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物による危険性が少ないこと ・避難者数を考慮した幅員が確保されていること ・海岸・河川沿いの道路は、原則として避難路としない ・原則として、津波の進行方向と同方向に避難できること ・橋梁等を有する道路を指定する場合、耐震性が確保されていること ・できれば近隣に迂回路を確保できること
機能性	・避難誘導標識や同報系防災行政無線が設置されていること ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること ・階段や急な坂道等には、手すり等が設置されていることが望ましい

(2) 避難経路

住民参加により地域において、安全性の高い道路を選定する。選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮し、現実的な経路を選定する。選定にあたっては、次の点を考慮する。

設 定	住民が実施
安全性	・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物による危険性が少ないこと ・避難対象地域の外にいち早く避難できること ・海岸・河川沿いの道路は、原則として避難路としない ・複数の迂回路が確保されていること ・原則として、津波の進行方向と同方向に避難できること ・階段や急な坂道等には、手すり等が設置されていることが望ましい

避難対象地域・緊急避難場所及び避難路一覧表

地 区	避難対象地域	緊急避難場所・避難所	避難路
中央・関門	千代田町、築港町、住崎町、 <u>徳山港町、那智町、晴海町</u>	徳山小学校、岐陽中学校、 徳山保健センター、 中央地区市民センター、 徳山駅南北自由通路	県道徳山港線、 岡田原築港線、 糺町一の井手線
遠 石	<u>新宮町、宮前町、由加町</u>	遠石小学校 遠石市民センター 徳山社会福祉センター	国道２号、 遠石一の井手線、 遠石馬屋線
今 宿	入船町、権現町 <u>御影町、江口１丁目</u>	今宿小学校、 住吉中学校、 今宿市民センター、 御山集会所	国道２号、 浦山徳曹線、 北山西松原線、 北山合田町線
櫛 浜	元町、西浜町、西浦町、西磯町、 西本町、中磯町、大工町、 東磯町、東浦町、南浜、 東本町１、堀川、荒神、旭町、 開作南・北、暁町、居守、 二葉屋開作 <u>鼓海１・２・３丁目</u>	徳山総合支援学校 太華中学校 平井集会所 東福祉館	県道徳山下松線、 県道給島櫛ヶ浜 停車場線、 櫛浜久米線、 西浦町線
鼓 南	浦中、中小路、大東、川端、 大原、東中浦、東本浦、 西中浦、西本浦、本庄浦、大和	鼓南中学校、 大島市民センター	県道給島櫛ヶ浜 停車場線、 中浦大和線
大津島	近江、瀬戸浜、刈尾、 本浦東・中・西、天浦、柳浦、 馬島１・２・３・４・５、開拓地 <u>黒髪島</u>	大津島支所、 回天記念館	本浦近江線、 本浦馬島線、 馬島柳ヶ浦線
戸 田	四郎谷東・西、東・西津木、 桑原	戸田小学校、 戸田市民センター、 桜田中学校、 道の駅ソレーネ周南	四郎谷線、 戸田桑原線、 桑原津木線

※行政区名欄の線引きは企業立地地区等で、居住者はいない。

地 区	避難対象地域	緊急避難場所・避難所	避難路
富田東	川崎二丁目、川手二丁目、 西千代田町、椎木町、 野村一・二・三丁目、 道源町、三笹町、竹島町、 古泉一・二・三丁目、花園町 <u>野村南町、渚町</u>	新南陽高等学校、 ゆめタウン新南陽 (4F 以上)	県道新南陽津和野線、 県道下松新南陽線、 県道德山新南陽線、 駅北1・2号線、 駅前・野村開作線 川手・野村開作東線
富田西	浜田二丁目、温田二丁目、 浜田一丁目、平野一・二丁目、 港町、古市一丁目、 <u>小川屋町、開成町、仙島、 竹島町</u>	ほのぼの会館、 富田西小学校、 光万寺集会所、 南陽工業高等学校、 新南陽総合支所	県道下松新南陽線、 県道德山新南陽線、 大神線、 宮の前線、 浜田線、 東町・塩田線
福 川	社地町、新地町、西柵町、 新田二丁目、福川南町、 羽島一・二・三丁目、中綴町、 かせ河原町、室尾一・二丁目	福川小学校、 新南陽ふれあいセンター、 福川南小学校、 みなみ会館	県道下松新南陽線、 福川停車場線、 県道德山新南陽線、 福川中市9号線 西ノ端・瀬ノ上線

※行政区名欄の線引きは企業立地地区等で、居住者はいない。

4 避難可能距離

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

避難可能距離は、次の式のように算出する。

$$\text{③} \quad \text{避難可能距離} = \text{① (歩行速度)} \times \text{② (津波到達予想時間 - 避難開始時間)}$$

(1) 歩行速度

歩行速度は、健常者は1.0m/秒、避難行動要支援者は0.5m/秒と設定する。（参考：山口県津波避難計画策定指針）

なお、この歩行速度は、昼間時に避難した場合を想定したものであり、夜間時に避難した場合、歩行速度は昼間時の80%となる。

(2) 避難開始時間

内閣府が平成24年8月に公表した資料では、住民の避難開始時間は、地震後すぐに避難した場合でも発災後5分後と設定される。そのため、避難可能時間は 津波到達予想時間－5分とする。

(3) 避難可能距離の算出

(1)・(2)の設定条件により算出した避難可能距離は下表のとおりである。住民参加により地域において、安全性の高い道路を選定する。選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮し、現実的な経路を選定する。選定にあたっては、次の点を考慮する。

代表地点名	津波到達予想時間 (海面変動影響開始 時間(+ 1 m))	避難可能時間	健常者の 避難可能距離	避難行動要支援者 の避難可能距離
福川漁港	127 分	122 分	7, 320m	3, 660m
徳山下松港 (徳山地区)	132 分	127 分	7, 620m	3, 810m

(4) 避難困難地域

避難困難地域は、避難対象地域の中で、避難対象地域の外までの最短距離が、避難可能距離を上回る地域とする。

この設定においては、本市には避難困難地域は存在しないこととなるが、液状化等による避難経路の寸断や迂回など最短距離で避難できない可能性もあること、避難行動要支援者など避難に時間を要する者もいることに留意する必要がある。

5 避難目標地点

避難目標地点については、避難路・避難経路を考慮し各地域において選定する。

設 定	住民が実施
安全性	・避難対象地域から外れていること ・袋小路となっていないこと ・背後に階段等の避難路がない急傾斜地や崖地付近は避けること ・避難目標地点に到着後、指定された緊急避難場所へ向かって速やかに避難できる避難路が確保されていることが望ましい
機能性	・緊急避難場所への最短経路上にある必要はなく、避難対象地域外にいち早く避難できる地点であること ・避難対象地域の外線と避難路との接点付近にあること

6 津波避難ビル等

避難困難地域はないが、逃げ遅れた避難者など考慮し、必要に応じて避難対象地域内の建物等の指定を検討するものとする。選定にあたっては、次の点を考慮する。

設 定	市が実施
安全性	・RC 又は SRC 構造であること。原則として、津波の想定浸水深相当階の 2 階以上又は、基準水位以上 ・海岸に面していないこと ・耐震性が確保されていること（昭和 56 年以降の建築又は耐震補強済み） ・当該場所及びその周辺に地震により危険性が生じるものがないこと ・避難者の収容スペースまで避難可能な階段その他の経路があること ・津波の作用する力で損壊、倒壊しない構造であること ・避難路等に面していることが望ましい ・進入路への円滑な誘導が可能であること
機能性	・十分なスペース（避難者 1 人当たり 2 m²以上）が確保されていることが望ましい ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい

7 避難方法

避難において自動車を利用することは、下記の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難は原則徒歩とする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により道路が閉塞する可能性がある。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故の可能性がある。
- ・自動車が徒歩による避難者の円滑な避難を阻害する可能性がある。
- ・液状化により、道路・橋梁の損壊等が発生する可能性がある。

ただし、以下の場合には自動車の利用を検討する。

- ・避難先まで相当な距離がある場合。
- ・避難行動要支援者等の避難支援に自動車が必要な場合。
- ・渋滞や交通事故等のおそれ、徒歩避難者の阻害が少ない場合。

第3項 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

職員は、職員参集メール、防災メール、テレビ・ラジオ等様々な手段で地震・津波情報を認知した場合は、連絡の有無にかかわらず、速やかに配備体制に基づき参集し、災害対応業務に従事する。

なお、必要に応じてメール、電話等により個別に招集を行う場合もある。

2 配備体制

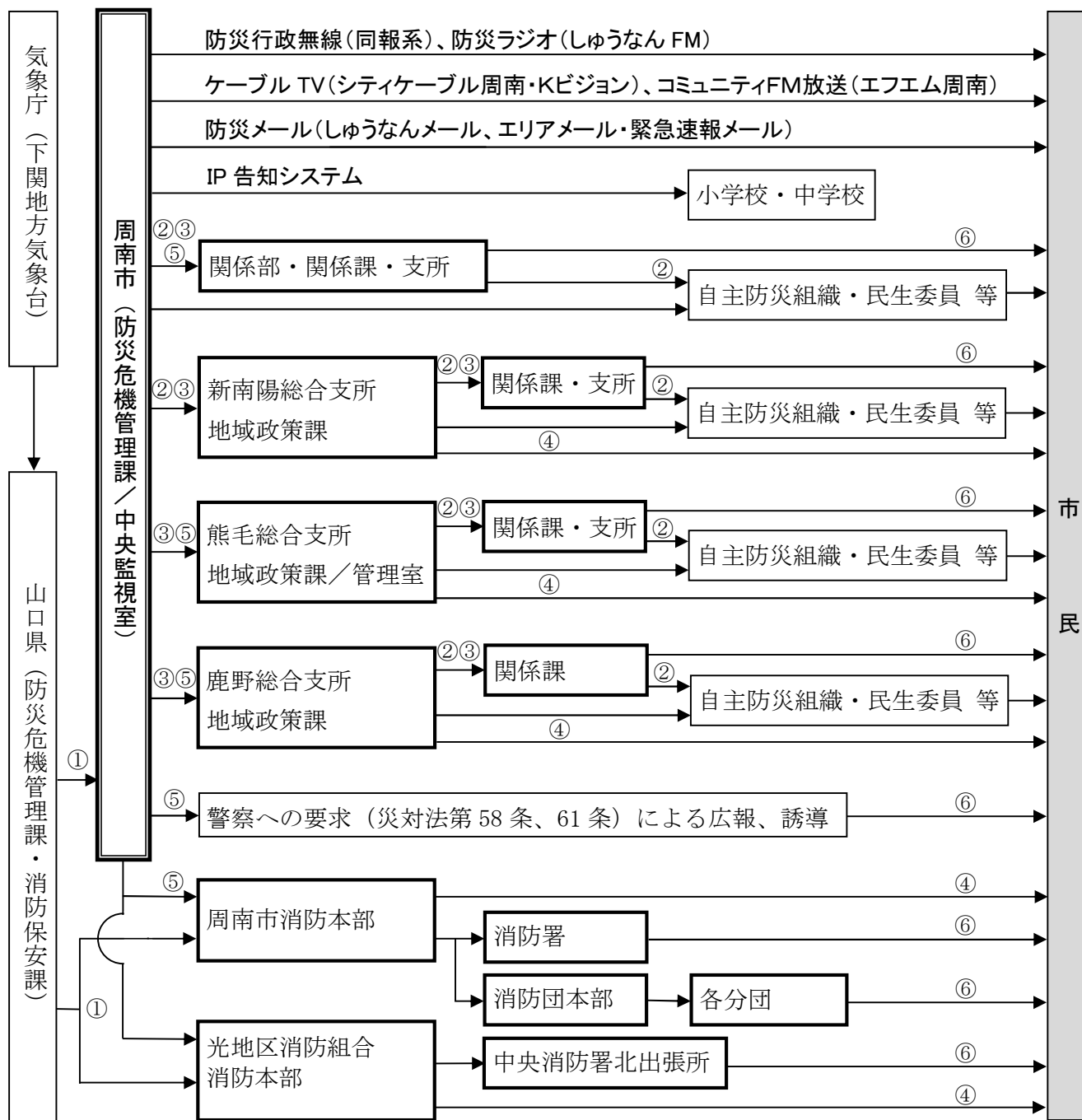
配 備	配備基準	配備要員
第1警戒体制	1 他国を含め、県外において概ね震度5弱以上の地震が発生し瀬戸内海沿岸に津波が到着する可能性があるとき 2 市域で震度3の揺れが発生したとき	所属長が指名した職員（輪番） 防災危機管理課、消防本部、 応急対策に関係のある課
第2警戒体制	1 山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき 2 市域で震度4の揺れが発生したとき	所属長が指名した職員（輪番） 防災危機管理課、消防本部、 教育政策課、応急対策に関係 のある課
災害対策本部体制	1 山口県瀬戸内海沿岸に津波警報（大津波・津波）が発表されたとき 2 市域で震度5強以上の揺れが発生したとき	全職員（自主的に配備）

第4項 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行うには、避難する住民はもちろんのこと、避難誘導等に従事する者の安全を確保することが必要となる。そのため、従事する者の安全確保を最優先とし、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを地域毎に定める。

第5項 津波情報等の収集・伝達

津波情報等の収集・伝達方法は次の図のとおり。



※ 市本部が設置された場合、巡回放送は、情報対策部情報提供班及び新南陽対策部の総務班（地域政策課）が中心となって行う。（熊毛・鹿野対策部は必要により対応）

※ 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路

※ 凡例 ① 防災行政無線（地上系・衛星系） ② 簡易無線機併用 ③ I P 無線
④ 防災行政無線（同報系） ⑤ I P 電話 ⑥ 巡回放送

津波の実況等の情報収集については、地震の規模・震源域・被災状況等考慮した上で、消防機関・消防団等と協力し、海面監視を行う。海面監視は、高台など確実に安全を確保できる場所から目視により行う。

第6項 避難情報の発令

どのような津波であれ、危険な区域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令する。なお、津波警報等の発令前においては、状況に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

1 発令基準、種別

種別	発令時の状況
避難指示の発令	大津波警報、津波警報、津波注意報が発表され、本部長が認めたとき
避難指示の解除	津波注意報又は津波警報（津波・大津波）が解除されたとき

2 伝達方法

津波が発生し、避難が必要と認める場合には、避難対象地域に対して 避難指示等を発令する。このとき第5項の図のとおり、多種多様な手段を用いて伝達する。

伝達対象	伝達手段
被害が予想される区域の住民等	同報系防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、IP告知システム、FAX、自主防災組織等連絡網、広報車
社会福祉施設・医療施設等	同報系防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、FAX、電話連絡
報道機関	Lアラート、FAX

第7項 津波対策の教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、市民に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的事項を周知徹底、実行させることが重要である。教育・啓発は各地域の実情に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施する。

① 啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、パンフレット、津波ハザードマップ、広報紙、ホームページ等を活用する。

② 啓発の内容

- ・津波の特徴、基礎知識
- ・津波に対する心得
- ・津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）
- ・注意報、警報など津波情報の内容
- ・家庭での予防・安全対策
- ・過去の津波の記録

③ 啓発の場等

市政情報・出前講座や研修会・講演会、防災訓練等活用し、家庭、学校、地域（自主防災組織、自治会等）、事業所等において実施する。

第 8 項 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年 1 回以上、津波避難訓練や図上訓練等を実施するよう努める。また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

第 9 項 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、周南市災害時避難支援制度など活用し、地域と共同して避難体制の整備に努める。

第 10 項 観光客、海水浴客の避難対策

施設管理者や観光協会等関係団体と連携して、観光客等に津波の危険性など周知を図るとともに、沿岸部の観光客、海水浴客が速やかに避難できるよう、情報伝達や避難誘導方法等定めたマニュアル等の作成を促進する。

第 11 項 地区津波避難計画

地域ぐるみで津波から円滑に避難できるように、津波浸水想定区域にあるすべての自主防災組織等が、地区津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、情報提供など必要な支援を行う。